



令和3年度感染拡大防止対策支援助成金（8月・9月）のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大、令和3年（2021年）8月の緊急事態宣言により、特に影響を受ける町内中小企業及び個人事業者等のうち、北海道による要請・協力依頼のほか、業種別ガイドライン等を遵守し、感染リスク低減の取組を行いながら、事業継続を行おうとする事業者に対し、町として支援助成金を支給します。

【対象者・支給額】

町内に次の対象施設を有する中小企業等※・個人事業主

※中小企業等：中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者及び特定非営利活動法人

類型	対象施設	支給額
A	道の緊急事態措置の要請に応じ ^{*1} 、道の支援助成金の支給を受けている事業者 ・飲食店（宅配・テイクアウトを除く） ・遊興施設（キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗） ・結婚式場（食品衛生法により飲食店営業許可を受けているもの）	法人 (中小企業) 一律10万円
B	主として、旅館業法における旅館・ホテル営業若しくは、簡易宿所営業の許可を受けている事業者	個人 一律5万円
C	主として、酒税法による酒類小売業免許を受けて事業を行っている事業者（主として料飲店に酒類販売を行う事業者）	
D	これまでに国の一時支援助成金、国の月次支援助成金（令和3年9月まで）、または道の特別支援助成金 ^{*2} の支給を受けている事業者	

*1 遅くとも、8月30日（月）から取組を行っていただいている必要があります。

*2 道の特別支援助成金については、今後、8月分または9月分を対象とする場合を含む

国の持続化給付金は含まれません。

【申請先・お問合せ窓口】

<申請先> 〒046-8546（住所不要） 余市町経済部商工観光課

<申請期限> 令和4年（2022年）1月31日（月）（当日消印有効）

※感染症拡大防止のため、郵送により申請いただくようご協力をお願いします。

<お問合せ先>

余市町朝日町26番地 余市町経済部商工観光課 経済対策グループ

電話：0135-21-2125（直通） FAX：0135-21-2144

（受付時間：お電話の場合）午前8時45分～午後5時15分（平日）

<ホームページ>

申請書、手引き等は余市町ホームページによりダウンロードできます。

▶TOP▶新型コロナウイルス関連情報▶事業者の皆様へ▶令和3年度余市町感染拡大防止対策支援助成金（8月・9月）について

https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/sangyou/jouhou/keieishien/r3_8_9sien.html

問合せ 商工観光課 経済対策グループ ☎21-2125

余市町LINE公式アカウント

ソーシャルネットワーキングサービス「LINE」の公式アカウントを活用し、災害時の緊急情報や防災情報などを発信しています。是非、ご利用ください！



◀
読み取りください
こちらから